

鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年5月17日

鳥羽市監査委員 村林 守

鳥羽市監査委員 井村 行夫

記

監査の種類	平成29年度 財政援助団体監査	
監査実施期間	平成30年1月5日～1月31日	
結果区分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
公益財団法人 鳥羽市武道振興会	<p><b>会計帳簿の整備について</b></p> <p>武道振興会に対する会計帳簿のうち、総勘定元帳、月次試算表、仕訳帳については作成していないとのことであった。武道振興会の会計処理の基準は、鳥羽市武道振興会経理規程第3条によると、法令、定款及び本規程に定めるもののほか公益法人会計基準に定めるところによるものとなっている。公益法人会計基準によると、会計帳簿は財務諸表を作成するうえで正規の簿記の原則に従って正しく記帳しなければならないものであり、また、会計帳簿のうち総勘定元帳・仕訳帳は、鳥羽市武道振興会経理規程第10条では主要簿として作成しなければならないものとされている。公益法人として健全な運営を図るため、会計帳簿の整備を早急にされたい。</p>	<p>会計伝票は書式を変更し、仕訳帳、総勘定元帳については、新たに作成する。その他、必要に応じて、補助簿を作成する。</p>
	<p><b>各規程の遵守について</b></p> <p>武道振興会の各種規程は、平成26年度の財団法人から公益法人へ移行に併せ策定されたものや所要の整備を行っている。今回の監査において施行後の運用の確認を行ったところ、規程に基づいて実施されていない案件がいくつか見受けられた。規程の遵守に努め適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>規程の運用状況を精査し、規程に基づいて実施するとともに、規定自体の見直しが必要なものについては、随時改正を行う。</p>

<p>教育委員会 生涯学習課</p>	<p><b>補助金交付事務の適正化について</b></p> <p>補助金交付申請書類及び補助事業等実績報告書類を確認したところ、補助金充当部分の内容が不明瞭であった。鳥羽市補助金等交付規則に基づき適正な手続きとなるよう明確な書類の添付を指導されるとともに、事業内容の精査を徹底されたい。</p>	<p>補助金交付申請書類及び補助事業等実績報告書類については、鳥羽市補助金等交付規則に基づき、補助金充当部分とその他が明確にわかるような書類の提出を指導しました。</p>
	<p><b>事務処理の適正化について</b></p> <p>鳥羽市運動施設の管理に関する基本協定書では、運動施設の休業日の変更等をするときは、変更しようとする日の3月前までに承認を受けることとなっているが、所管部局としての承認通知が発行されていなかった。基本協定に基づいた適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>鳥羽市運動施設の管理に関する基本協定書に基づき、指定管理者から運動施設の休業日を変更等の申出があった際には、内容を判断し、了承する場合は速やかに承認通知を発行します。</p> <p>平成30年度分においては、平成29年12月28日に申出があり、同日付で了承通知を発行しました。</p>